

## 静岡市環境影響評価技術指針策定の方針

○ 内容は、県技術指針をベースに法改正の要素を適切に盛り込む。

現在静岡市において、県技術指針に基づき環境アセスの手続が行われていることや、市条例の対象から外れる事業が県条例の対象になりうることなどから、内容は県技術指針と大きな相違が生じないように考慮して作成する。また、市条例で導入された計画段階環境配慮書手続をはじめ、近年の法改正の要素を適切に盛り込む。

○ 構成や表現などは、できる限りシンプルで分かりやすいものとするよう配慮する。

環境アセスに精通した専門家等以外にもできる限り理解しやすいよう、札幌市などの事例を参考にしながら、シンプルな構成や平易な表現を用いるよう努める。

具体的には、各手続において「各図書への記載内容」と「各段階における具体的手順」の該当項目を確認すれば理解できるような構成を目指す。

また、基本的な環境影響評価の項目の基準となる手法を示す「⑥ 参考手法」については、県技術指針のように各論的に記載せず、別表形式とし、一目で確認できるような形を検討する。

県技術指針構成	市技術指針構成（案）
① 基本的事項等	① 基本的事項等
↓	↓
② 手法等選定指針	各図書への記載内容
↓	↓
③ 環境保全措置指針	各段階における 具体的手順 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画段階配慮書</li> <li>・ 方法書</li> <li>・ 準備書</li> <li>・ 評価書</li> <li>・ 事後調査</li> </ul>
↓	
④ 事後調査指針	
↓	
⑤ 図書作成指針	
⑥ 参考手法	
⑦ 判定基準	
	—

※ ⑦判定基準は、第2種事業の判定基準であるため市条例では不要

冒頭で各手続段階の図書の記載内容を示した上で、各段階での具体的な手順を説明する構成となっている。

**○ 地域特性に応じた環境配慮がなされる仕組みを盛り込む。**

市条例において地域区分を導入していることを踏まえ、事業を実施する地域の特性に応じた環境配慮が図られるよう、地域別に配慮事項を設けるなどの仕組みを盛り込む。

**○ 事業者に対して過度の負担とならないよう考慮する。**

市条例の対象から外れる事業が県条例の対象となりうることも考慮して、特に、市で新たに導入を予定する計画段階環境配慮書手続は事業者に対して過度の負担とならないよう考慮する必要がある。このため、他都市の事例を参考にしながら、手続の簡略化を検討する。

**○ 環境要素の選定に関する指針について、柔軟性を持たせた表現に改める。**

環境要素の選定に関し、今後の社会変化等に対して柔軟に対応できるよう、他都市の事例を参考にしながら、県技術指針の表現を次のように改める。

県技術指針	市技術指針
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表を用いて当該対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)及び当該環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)を細区分することにより行うものとする。</li> <li>環境要素の細区分は、次に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。</li> </ul> <p>※「次に掲げる環境要素」： ア 大気環境～サ その他(日照障害、電波障害)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(サ その他)に掲げる環境要素に係る選定項目については、日照障害及び電波障害とする。 地域の学校、病院、住居及び耕作地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、別表を用いて当該対象事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「環境影響要因」という。)及び当該環境影響要因によって影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)を細区分することにより行うものとする。</li> <li>環境要素の細区分は、次に掲げる環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。</li> </ul> <p>※「次に掲げる環境要素」： ア 大気環境～サ その他</p>

**○ 事後調査報告書の提出時期を明記する。**

事後調査報告書の提出時期に関して、県技術指針では示されていないが、事業者や市民等が戸惑うことのないよう、提出時期等の概要を示すことが望まれる。

また、工事完了後の正式提出以外にも、事業特性や内容によって事業者が任意に提出できるような記載をした。

